



公民館及び公民館類似施設の休館日の変更について

公民館及び公民館類似施設の休館日について、下記のとおり変更いたします。

記

1. 変更点

【旧条文】

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合には、これを変更することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 教育委員会が管理上必要と認める日



【新条文】

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合には、これを変更することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 毎月第3日曜日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (5) 教育委員会が管理上必要と認める日

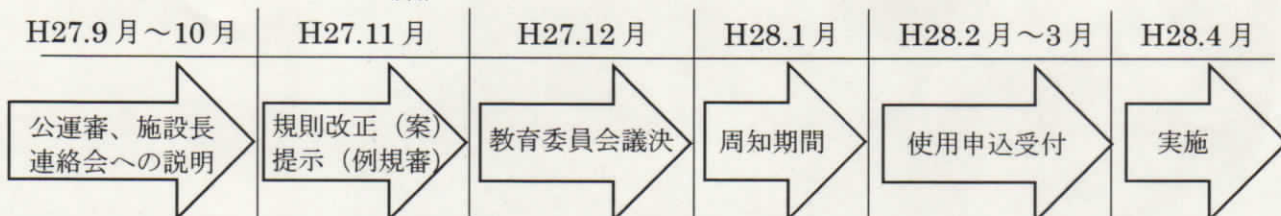
参考：島田市立公民館条例施行規則

※休館日の変更により、年間の休館日は10日程度増加する見込み。

2. 変更理由

- ・効率的且つ適正な勤務体制を組めるようにする。
- ・家庭の日の趣旨を尊重し、近隣市と同様に第3日曜日を休館日とする。

3. 今後のスケジュール (案)



※市民への周知方法は、広報（2月号）、HP、公民館だより、チラシ掲示、申込時チラシ配布にて周知する。